

## まえがき

昨今の教育の世界を眺めてみると、「教員は大変な仕事」で「ブラックな職業」といわれることも少なくない。確かに教員の責任は重く、決して楽な仕事ではない。しかし、未来ある児童・生徒・学生の成長に寄り添うことの仕事ほど、やりがいのある仕事はないと思ひ、筆者は約 60 年間小学校・中学校・大学・専門学校の教員として勤務してきた。

マスコミは教育の世界のマイナス面を、一方的に報道している感がある。教育現場を眺めてみると、明るいニュースではなく、次から次へと教員の不祥事が続出である。例えば、学校のデジカメを使用して小学校教諭が自校の女子児童の下着を盗撮していた事件が報じられた。その後の調査で、盗撮した画像や動画を SNS 上の教職員グループに投稿し、共有していたことが明らかになった。

一方、文部科学省も部活動の地域展開を進め、顧問の非教員化が急速に進行し、それらも指導リスクが高い状況から、小学校における体育科教員を指導者に充てる馬鹿げた発想が出されている。また教員採用試験においては、倍率が 2 倍を切り合格者が大量に辞退した県などがある。以上のような環境下において、大学で教職課程を受講される学生諸君には、敬意を表したいと思うのである。

また不登校の児童・生徒が、令和 6 年度の文部科学省調査によれば、**不登校**とされた者の数が、過去最多の 35 万 3,970 人だった。また不登校の一因でもあるいじめも、小・中・高校と特別支援学校において計 76 万 9,022 件で、前年度より 3 万 6,454 件増である。いじめにより、心身に大きな被害を受けた場合などに認定される「重大事態」が 1,405 件。暴力行為は小・中・高校で 12 万 8,859 件と、いずれも過去最多である。不登校生の子どもたちへの対策として、文科省は不登校の増加率の低下につながる「居場所」(教育支援センター)の設置と「支援員」(学習や相談を支援)の配置が急務であるとしている。

各大学において教職課程を担当する教員は、激動する社会、急変する教育界の中で、次世代の社会を担い、自立して問題解決能力を持つ児童・生徒を育てることのできる保育者・教育者・指導者の養成を日々目指さねばならない。

そこで、本書は実際の教育現場(幼稚園・小学校・中学校・高校)を経て、大学教員に就任したベテラン教員と、実践編では現職の教育現場で日々管理職とし

て実践されている新進気鋭の先生方と共に企画した書である。執筆者の大半が、大学院で修士・博士号を取得し、実践と理論の両方を兼ね備えた実務家教員で書かれたものである。それだけに、説得力のある内容に仕上がっていると自負している。

本書は、とくに次のような点にも配慮した。教職課程の受講を目指す学生が、最初に学ぶ科目（教職入門）であるので、第Ⅰ部は理論編・第Ⅱ部は実践編から成立している。第Ⅰ部の第1章は、「教育の視座」で“教職とは何か”から始まり、4年間の実践に沿った内容である。第2章は「日本における教育制度と教員養成の歴史」で、具体的には教員採用試験を受験する各自治体の出題傾向及び出題傾向の高い分野・領域を踏まえて構成されている。第3章「教員の身分と服務」では、教員の身分、服務に関し規定されている法令等を中心に紹介している。第4章「教員のメンタルヘルス」では、教員のメンタルヘルスに関する現状と課題を明らかにし、予防的取り組みについて考えていく。第5章「教員の資質向上と研修」では、教員には児童生徒に必要な教育を実践するための研修の必要性を述べている。第6章「教育改革の現状」では、最近の教育改革の流れを把握することで、今後の学校経営や教育実践の在り方、その方向性を述べている。

第Ⅱ部の実践編は、第1章「教員という仕事と学級経営」において、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で実際に教員として勤務された方々が、“教員という仕事”の生きた経験を書き綴っている。第2章「生徒指導」では、令和4年12月に「生徒指導提要」が改訂された。とくに最近の子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にある。学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるように、教員の一人ひとりが課題予防・早期対応の方法を身に付けてほしい。第3章は「道徳・特別活動・総合的な学習の時間」の成立時期及び歴史上の変遷はもちろんのこと、学習指導要領を手掛かりに指導方法を学んでほしい。第4章は「教職員の不祥事と学校事故」で、2つの取り組みにあっては、将来教育現場で起こしてはならないことである。ともに実際の事象から学べるように、記述されている。第5章は「教育実習・事前事後指導・教職実践演習」これらの経験や講義はまだ先の3・4年生で経験することであるが、そのためにも『教職入門』で、基礎基本を習得しておいてほしい。第6章は「教員採用試験」

である。大学で学んだ成果が出るのが教員採用試験である。将来受験する自治体の過去の問題・傾向等も調べて準備しておくといよい。

また、各章の始めには単元の要約を、各章末には学習課題と参考・引用文献を付記している。内容については、できる限り平易な言葉で具体的に執筆することを、各執筆者にお願いをした。しかし、執筆及び校正段階で時間が制約されていたので、至らぬ点が多々あると思うので、ご叱声とご教示をお願いする次第である。

最後になりましたが、大学教育出版株式会社の佐藤宏計氏には、前著からお世話になり、その都度企画・編集・校正に至るまで、やさしく見守っていただいたことに感謝あるのみである。

また本著は、各執筆者の先生方のご協力がなければ、本書が刊行に至ることは非常に難しかったと思う。この場を借りて感謝の意を伝えたい。

令和7年12月10日

自宅（書齋）にて  
傘寿を迎えた 中田正浩



未来をつなぐ教職入門

— NEXT TEACHERS 教職をめざすあなたへ —

---

目次

まえがき	i
------	---

## 第I部 理論編

<b>第1章 教職への視座</b>	2
1. はじめに	3
2. 教育とは何か	4
3. 教育の目的・目標とは	4
4. 教員の資質・能力について	7
5. 教員を目指すために	14
6. おわりに	16
<b>第2章 日本の教育制度と教員養成の歴史</b>	19
1. 古代から近世の教育	20
2. 近世から近代の教育へ	29
3. 近代の教育から現代の教育へ	41
<b>第3章 教員の身分と服務</b>	56
1. 教員の身分と服務	57
2. 教員の職務	59
3. 教員の処分	68
<b>第4章 教員の働き方とメンタルヘルス</b>	73
1. メンタルヘルスとは何か。	74
2. 教員のメンタルヘルスをめぐる現状について	74

- 3. メンタルヘルス予防対策（厚生労働省のメンタルヘルスケア対策より） 79
- 4. 教職員のメンタルヘルス対策 83
- 5. ストレスマネジメントの方法 84
- まとめ 84

## 第5章 教員の資質向上と新たな学び ..... 87

- 1. はじめに 88
- 2. ティーチング・コンパスの示す「教師像」 89
- 3. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学び 96
- 4. おわりに 102

## 第6章 教育改革の現状 ..... 105

- 1. 現行の「学習指導要領」から見る教育改革について 106
- 2. 「令和の日本型学校教育」の構築について 109
- 3. 「第4期教育振興基本計画」に示された教育改革 115
- 4. まとめ 119

# 第Ⅱ部 実践編

## 第1章 教員という仕事と学級経営 ..... 122

- 1. 幼稚園教員の仕事と学級経営 123
- 2. 小学校教員の仕事と学級経営 135
- 3. 中学校教員の仕事と学級経営 144
- 4. 高等学校教員の仕事と学級経営 157
- 5. 特別支援学校教員の仕事と学級経営 169

## 第2章 生徒指導 .....180

1. 生活指導と生徒指導の違い 180
2. 生徒指導の前提となる発達観と指導観 181
3. 生徒指導の定義 187
4. 生徒指導の意義 188
5. 生徒指導の目的 188
6. 生徒指導のねらい 189
7. 生徒指導の目標 190
8. 生徒指導の構造 190
9. 生徒指導の核となる機能 192
10. 生徒指導実践の機能 193
11. 児童生徒理解 195
12. 生徒指導体制 198
13. 生徒指導に求められる資質能力 199
14. 生徒指導の形態 200
15. 懲戒 201

## 第3章 「道徳」・「特別活動」・「総合的な学習の時間」 .....204

1. 「道徳」 205
2. 「特別活動」 210
3. 「総合的な学習の時間」  
(高校は、2017年に「総合的な探求の時間」と名称変更) 215

## 第4章 教職員の不祥事と学校事故 .....221

1. 教職員の不祥事 222
2. 学校事故 238

<b>第5章 教育実習・事前事後指導・教職実践演習</b> .....	246
1. 教育実習の意義	246
2. 教育実習中の心得	251
3. 教育実習後の学習と意識	260
<b>第6章 教員採用試験</b> .....	263
1. はじめに	263
2. 教員採用選考試験の意味	264
3. 試験日程について	265
4. 試験内容	267
5. 個人面接	272
6. 試験時に好印象を与えるために	278
7. 最後に	279
<b>執筆者一覧及び執筆内容</b> .....	280



## 第 I 部 理 論 編

## 第1章

# 教職への視座

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の教員を目指し、教育職員免許状を取得するために「教職課程」を履修するみなさんが最初に学ぶ科目が「教職入門」である。この科目は、大学によって「教職論」や「教職概論」と名称は異なるが、教育職員免許法施行規則に定める「教職に関する科目」の1つである「教職の意義等に関する科目」に該当する。この科目は、教育の基礎理論に関する科目であり、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）を学ぶことが求められており、教員免許の取得にあたって必ず履修し、単位を取得しなければならない。

この科目を皮切りに、これからみなさんは、教育に関する理論的な科目、心理学関連科目、各教科の指導法・教育法などを学ぶ。そして、2年次には、「介護等体験」、3～4年次には、「教育実習事前・事後指導」、「教育実習」、4年後期には教職課程の集大成としての「教職実践演習」を受講することになる。ありきたりの言葉だが、4年間の学びは、長いようで短い。4年間で、教員としての資質・能力を最大限身につけるように努力を重ねていただきたい。

本章では、「教育とは何か」という、教員になるために必要不可欠な問いを考える。ついで、教育基本法に定められた教育の目的・目標を学ぶ。さらに、中央教育審議会の答申から教員に求められる資質・能力を学んでいく。最後に教員を目指すうえでの心構えについて述べていきたい。

## 1. はじめに

この書を開いたみなさんの中には、「絶対に教職を目指す人」「教員になりたい人」もいれば、「なりたいたいけれどもまだ迷っている人」、「とりあえず免許だけ取得しておきたい人」など、さまざまな立場の方がいるだろう。しかし、教育学を学び、教員免許取得への第一歩を踏み出したみなさんに「ようこそ、教育・教職の世界へ」という言葉で歓迎したい。

おそらくみなさんは、これまで「教職」のネガティブな側面について耳にする機会が多かったのではないだろうか。長時間労働や休憩時間の不足、業務量の多さなどから、教員は「ブラックな仕事」と言われるようになって久しい。また、学校での教育内容は「探究学習」や「ICTを用いたプログラミング教育」など、従来の学習指導の枠組みを超え、質・量ともに高度化・複雑化しているのが現状である。そのような状況の中で教員不足が深刻化していることも1つの重要な問題となっている。

教員採用者数は、2000（平成12）年度以降増加に転じ、近年も教員の大量退職や人手不足もあり、採用者数は増加傾向にある。しかしながら、受験者数は毎年減少しているのが現状である。実際、小学校教員採用試験の競争率については、2000（平成12）年度の12.5倍をピークに減少に転じ、2024年（令和6）年度では2.2倍と過去最低を記録している。教員志望者の減少の要因としては、「ブラック産業」とのイメージや民間企業の方が給与や待遇、福利厚生面で優れていることなど、複数の要因が絡んでいると考えられる。大学で教職課程、教員養成の講義を担当する者としては一抹の寂しさを感じることもある。

とはいえ、このような厳しい状況にもかかわらず教員を目指すみなさんは、次世代を育成するという大きな志を持った人材である。みなさんの意志や希望が必ず実現できることを心から願っている。

## 2. 教育とは何か

さて、教育とは何か。教育は多義的な概念であり、多面的な役割があると言えるだろう。まず、養育や家庭教育を通じて、子どものうちに備わる生命力、素質あるいは可能性を育み、成長を支え、健やかな発達を促すことにある。これは、家庭が果たす基本的な役割と学校教育が連携し、個々の能力を尊重し、将来に向けた基盤を築く重要な営みである。

次に、人間を社会化し、文化や価値を伝達する機能がある。子どもが社会の一員として生きていくためには、言語や社会生活の規範を理解し、しつけや訓練を通じて、基本的な生活習慣を身につける必要がある。さらには、協調性や公德心など、人間関係を円滑に築くための力を養うことが不可欠である。

また、学校教育を通じて、教員から知識や技能を学び、学力を向上させることはもちろんのこと、社会で生活するための基盤を形成するのである。近年では、教育は、学校だけで完結するものではなく、生涯にわたって続くべきものとされている。カルチャーセンターや企業内教育、大学等での公開講座などが活性化し、社会人の学び直し、リカレント教育、リスキリングも広がりつつある。このような取り組みは、急速に変化する社会に対応するため、また自己成長を続けるためには、必要不可欠であり、教育の役割はますます拡大されていると言えるだろう。

## 3. 教育の目的・目標とは

前節で見たように、教育は個人の成長を助け、社会の持続的な発展に必要なものであり、人間のよりよい生活のための基盤であるとも言える。では、教育は何のために行われるだろうか。この問題について考えるために、教育に関する法律を参照しよう。

教育の「憲法」とされる法律に「教育基本法」がある。この法律の成立過程を簡単に振り返ると、1945（昭和20）年8月第二次世界大戦終結後、日本はGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の占領下に置かれ、民主化および平和国家への

転換が求められた。その占領政策の一環として、日本国憲法の制定がGHQより指示された。そして1946（昭和21）年11月に日本国憲法が公布、翌1947（昭和22）年5月に施行されることとなった。これと並行して、1947（昭和22）年3月にアメリカ教育施設団や日本の教育刷新委員会が中心となり、「教育基本法」と「学校教育法」を制定された。なお、「教育基本法」については、科学技術の発展、情報化、国際化など社会の発展に伴い、2006（平成18）年12月に改正された。この法律の前文は、日本の教育の理念を示すものである。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

この前文は、日本国憲法の精神に則った教育の基本理念を示している。民主的で文化的な国家を発展させ、世界平和と人類の福祉に貢献することは、いわば国家の目指す道である。そのために教育の使命として、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共精神の尊重、豊かな人間性と創造性を備えた人間を育成することが挙げられている。では、次に教育基本法における教育の目的を見ていこう。教育の目的は、第一条に定められている。

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

ここでは、日本の教育の根本的な目的が示されている。教育とは、第1に「人格の完成」を目指すことであり、単に、知識や技能を習得すれば良いというものではない。人としてのあり方を重視し、個人の人間性を最大限に伸ばすことがその目的と言える。第2に、教育は、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」を育成することを目的としている。これは、第二次世界大戦期の国家主義的・軍国主義的な教育への反省に立ち、日本国憲法に基づいた民主主義・自由主義的な理

念、平和主義の理念を反映するものである。そして、第3の要素として、「心身ともに健康な国民の育成」が明記されている。教育とは単なる学力の向上にとどまらず、社会の持続的な発展に寄与する人材を育成する営みであると言える。そしてこの目的を達成するための目標が第二条に示されている。

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

ここでは、第一条に示された教育の目的を達成するために、教育が達成すべき目標が5つ定められている。まず、知識や教養を身につけ、真理を追求する態度を養い、情操や道徳心を育て、心身ともに健全な人間の育成が目指されている。次に、個人の価値を尊重し、その能力を最大限伸長すること、自立の精神を育み、勤労を尊ぶ態度を養うことが求められている。3番目に、社会の一員として、正義を実現し、男女平等を尊重し、他者と協力しながら社会を構築していくこと、さらには公共の精神に基づき、主体的に社会に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが目指される。第4に、生命、自然、環境を大切にする事、そして最後に、我が国の伝統と文化を尊重すると同時に他国を尊重し、平和と発展に貢献する態度を養うことが目標とされている。

このように、教育は、単なる知識や技術の習得にとどまらず、人格の完成を目指し、社会性、自主性、公共精神、国際性など幅広い価値を育むことを目標としているのである。

そして、このような幅広い価値を育む教育を実現するためには、教員の役割が

極めて重要である。教員は、単に知識や技術を教授するだけでなく、子どもたちの心身の発達、人格の形成をも担う存在でなければならない。そのためには、教育に関する専門的な知識や適切な指導力に加え、豊かな人間性、倫理観、さらには、急速に変化する時代に柔軟に対応することが求められる。次節ではこのような教育を担う教員の資質・能力について考えていこう。

#### 4. 教員の資質・能力について

教員に求められる資質・能力とは一体どのようなものがあるだろうか。「教科の専門性」「子どもへの愛情」「コミュニケーション能力」など、さまざまな資質・能力が挙げられる。そして、教員の職務は、人間の心身の発達に深く関わり、その活動は、子どもたちの人格形成に大きな影響を及ぼす。教育が成功するかどう

表 1-1 「教員の資質・能力」に関する答申等

年月	審議会等の名称	名称
1996（平成8）年 7月	中央教育審議会答申	「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」
1997（平成9）年 7月	教育職員養成審議会 答申	「新たな時代に向けた教員養成の改善 方策について（第1次答申）」
2005（平成17）年 10月	中央教育審議会答申	「新しい時代の義務教育を創造する」
2012（平成24）年 8月	中央教育審議会答申	「教職生活の全体を通じた教員の資質 能力の総合的な向上方策について」
2015（平成27）年 12月	中央教育審議会答申	「これからの学校教育を担う教員の資 質能力の向上について～学び合い、高 め合う教員育成コミュニティの構築に 向けて」
2021（令和3）年 1月	中央教育審議会答申	「令和の日本型学校教育」の構築を 目指して～全ての子供たちの可能性を 引き出す、個別最適な学びと、協働 的な学びの実現～」
2022（令和4）年 12月	中央教育審議会答申	「『令和の日本型学校教育』を担う 教師の養成・採用・研修等の在り方 について」

かは、教員の資質・能力に大きく依存していると言っても過言ではないのである。

それでは、我が国では、教員のどのような資質・能力を求めてきたのであろうか。表 1-1 は、1990 年代後半から 2020 年代前半の教員の資質・能力に関する中教審の答申などを整理している。

本章では、紙面の制約上、全てを詳述することはできないが、章末に中教審答申の参考資料一覧を掲載しているので、関心のある方は参照されたい。

1990 年代、国際化、情報化社会の到来、科学技術の発達などにより、社会が大きく変わろうとしていた。当時は、入学試験の競争の激化、またいじめや不登校など教育における問題が表面化してきた。こうした状況を踏まえ、1996（平成 8）年の中教審答申では、『ゆとり』の中で、『生きる力』をはぐくむことが重要視された。そして、教員に求められた資質・能力として、①豊かな人間性、②専門的な知識・技術、③幅広い教養、④それらを基盤とする実践的な指導力の 4 点が示された。

さらに、1997（平成 9）年の教育職員養成審議会は、21 世紀に向けて教員に求められる資質・能力について答申した。この答申では、1987（昭和 62）年の教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策等について」で明示された「いつの時代にも求められる資質能力」、すなわち①教育者としての使命感②人間の成長・発達についての深い理解③幼児・児童・生徒に対する教育的愛情④教科等に関する専門的知識⑤広く豊かな教養⑥これらを基盤とした実践的指導力を踏襲しつつ、今後求められる教員の資質・能力を次のように記している。

①地球の視野に立って行動するための資質能力

- 地球、国家、人間等に関する適切な理解
- 豊かな人間性
- 国際社会で必要とされる基本的資質能力

②変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力

- 課題解決能力等に関わるもの
- 人間関係に関わるもの
- 社会の変化に適応するための知識及び技術

## ③教員の職務から必然的に求められる資質能力

- 幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解
- 教職に対する愛着、誇り、一体感
- 教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度

出典：教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」（第一次答申）（1997）

以上が、20世紀末に示された教員の資質・能力である。では、21世紀に入り、社会の急速な変化や教育課題の複雑化に対応していくために、どのような資質・能力が求められるのであろうか。21世紀以降の中教審の答申から教員の資質・能力を見ていこう。

2005（平成17）年の中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、「教師に対する揺るぎない信頼を確立する」ことが強調され、教師の質の向上を図るために、優れた教師の条件が提示されている。以下のように整理される。

① 教職に対する強い情熱：教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などである。また、教師は、変化の著しい社会や学校、子どもたちに適切に対応するため、常に学び続ける向上心を持つことも大切である。

② 教育の専門家としての確かな力量：「教師は授業で勝負する」と言われるように、この力量が「教育のプロ」のプロたる所以である。この力量は具体的には子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力などからなるものと言える。

③ 総合的な人間力：教師には、子どもたちの人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていることが求められる。また、教師は、他の教師や事務職員、栄養職員など、教職員全体と同僚として協力していくことが大切である。

出典：中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（2005）

優れた教員の条件として、教員としての使命感、責任感、そして常に学び続ける向上心、子どもたちへの愛情を持つことが大切である。さらには、教育の専門家として学習指導をすること、優れた授業力、学級経営力などを持つことが明示された。そして、「総合的な人間力」について、やや抽象的な印象を受けなくも

ないが、社会性やコミュニケーション能力、同僚との協調性のことであり、社会人として仕事をするにあたって必要な能力とも言える。このような資質・能力に関する基本的な考え方は、2010年代の中教審答申に継承されていく。2012（平成24）年の答申では、今後の社会に求められる教員像として、①社会からの尊敬・信頼を受ける教員②思考力・判断力等を育成する実践的指導力を有する教員③困難な課題に同僚と協働し、地域と連携して対応する教員が挙げられている。また、本答申では、「社会の急速な進展の中で、知識技能の絶えざる刷新が必要」という観点から学び続ける教員像の確立が示された。教員の資質・能力については、次のように整理している。

- ① 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力（使命感や責任感、教育的愛情）
  - ② 専門職としての高度な知識・技能
    - ・教科や教職に関する高度な専門的知識（グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む）
    - ・新たな学びを展開できる実践的指導力（基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力）
    - ・教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
  - ③ 総合的な人間力（豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力）
- 出典：中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（2012）

続いて、2015（平成27）年の中教審答申においては、教員の資質・能力は次のように整理されている。

- ① これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ② アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校にお